

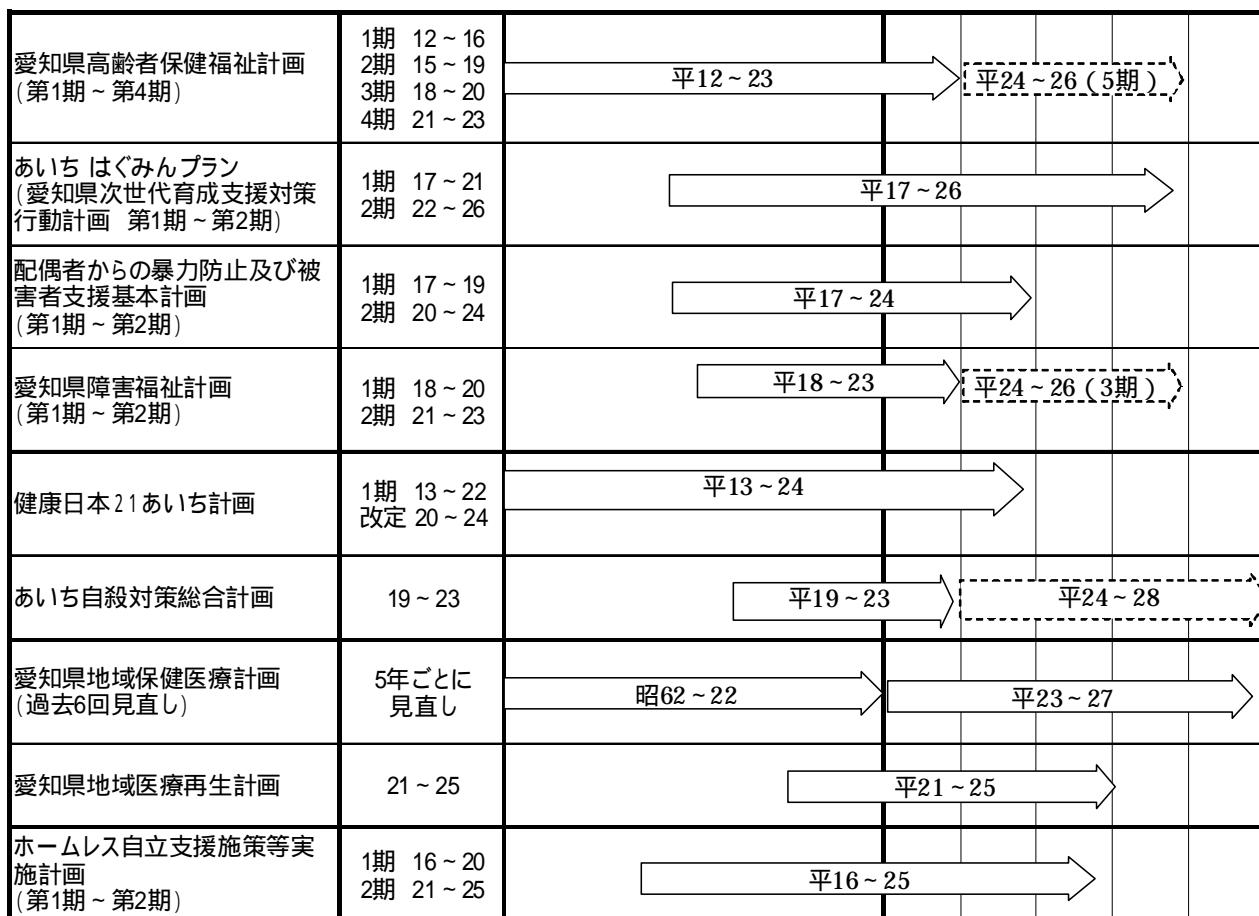
第4章 ビジョンの推進

1. 施策の推進と進行管理

下表のとおり 21世紀あいち福祉ビジョンを策定後、健康福祉に関する各分野での個別計画が整備されてきています。したがって、第1章 2. ビジョンの性格で述べたように、個々の施策・事業の実施は各分野の計画に委ねることとしますが、個別計画においては、ビジョンで示された方向性を踏まえながら、具体的な施策・事業を展開していくことで、ビジョンと個別計画が一体となって、あいちの健康福祉を推進していきます。

【ビジョンと健康福祉分野の計画】

計画の名称	計画期間	平13～22 2001～2010	平23 2011	平24 2012	平25 2013	平26 2014	平27 2015
21世紀あいち福祉ビジョン	13～22	平13～22					
あいち健康福祉ビジョン	23～27				平成23年～27年（5年）		



ビジョンの推進にあたっては、健康福祉を取り巻く状況の変化や課題を的確に把握した上で、**取組の実施状況の評価**を行っていくことが必要です。

ビジョンの実効性・具体性を高めるため、毎年度、県庁内で総合調整を行う横断的組織である「健康福祉ビジョン推進本部」において年次レポートを作成し、公表します。年次レポートでは以下の「**ビジョンの主要な目標**」の達成状況によりビジョン全体の**進捗状況を把握・評価**するとともに、毎年度テーマを設け、取組の実施状況や課題等を検証します。さらに制度改正や社会状況の変化に伴う新たな課題についてもその取組の方向性等を明らかにしていきます。

ビジョンの主要な目標

数値目標については、現状値を【 】内に記載しています。

第1節 福祉

高齢者がいきいきと暮らせる社会へ

項目名	主要な目標	計画
介護が必要な高齢者への支援	H23までに地域包括支援センターを185か所設置【H21：180か所】	高齢者保健福祉計画
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備（H23までに定員20,184人）【H21：18,961人】	高齢者保健福祉計画
認知症高齢者への支援	認知症疾患医療センター事業の実施	健康福祉ビジョン
見守りが必要な高齢者への支援	高齢者見守りネットワークの取組を全市町村で実施	健康福祉ビジョン
介護予防の推進	「あいち介護予防支援センター」における介護予防プログラムの開発・普及	健康福祉ビジョン
元気な高齢者の活躍の支援	高齢者の労働力率の1ポイント以上の上昇【H21：24.5%】	産業労働計画（仮称）

子どもと子育てにあたたかい社会へ

項目名	主要な目標	計画
若者の生活基盤の確保	H26までに40団体が出会いの場を提供する活動を実施【H21：16団体】	あいちはぐみんプラン
希望する人が子どもを持つ基盤づくり	H27までに860社がファミリーフレンドリー企業として登録【H21：602社】	産業労働計画（仮称）
	H26までに30市町村において子育て情報・支援ネットワークを構築	あいちはぐみんプラン
	H26までに低年齢児保育の受入児童数を20,100人<37,688人>とする【H21：16,157人<32,075人>】	あいちはぐみんプラン
すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援	H26までに延長保育を369か所<673か所>で実施【H21：336か所<593か所>】	あいちはぐみんプラン
	H26までに休日保育を39か所<59か所>で実施【H21：20か所<34か所>】	あいちはぐみんプラン
	H26までに病児・病後児保育を42か所<62か所>で実施【H21：24か所<39か所>】	あいちはぐみんプラン

の項目については、児童福祉法等の規定により、名古屋市および中核市は、県と同様の扱いとなっているため、ビジョンの目標値は、名古屋市・中核市を除く数値となっています。なお、名古屋市・中核市を含む県全体の数値を<>内に記載しています。

障害のある人が安心して暮らせる地域社会へ

項目名	主要な目標	計画
障害の早期発見と療育支援	医療支援、地域療育支援、研究部門を持つ「療育医療総合センター（仮称）への再編	健康福祉ビジョン
	重症心身障害児施設に対するニーズを踏まえた新たな施設運営の実現	健康福祉ビジョン
	福祉施設入所から地域生活への移行者をH23までに累計640人とする【H21：368人】	障害福祉計画
障害のある人の自立と地域生活の支援	精神障害のある人（社会的入院者）の退院者数をH23までに累計835人とする【H21：1,038人】	障害福祉計画
	福祉施設から民間企業等での就労へ移行した人の数をH23年度単年度で480人とする【H21：161人】	障害福祉計画
	H32までに障害者法定雇用率（1.80%）の達成【H21：1.57%】	産業労働計画（仮称）

第2節 保健・医療

誰もが健康で長生きできる社会へ

項目名	主要な目標	計画
健康長寿あいちの推進	健康長寿あいち宣言と健康日本 21 あいち計画を一本化した健康長寿あいち計画（仮称）の策定及び計画に基づく具体的施策の実施	健康福祉ビジョン
	薬草園を H26 に一部開園	健康福祉ビジョン
	禁煙飲食店普及モデル事業を実施し、禁煙飲食店を増加	健康福祉ビジョン
	H24までにがん検診の受診率を 50%以上まで向上【H20：乳がん 14.0%、胃がん 14.6%、大腸がん 21.1%、子宮がん 21.7%、肺がん 25.4%】	がん対策推進計画
	家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合を 80%以上に向上【H21：60.2%】	食育推進計画（案）
心の健康の保持増進	H28までに年間自殺者数を 1,000 人以下とする【H21：1,512 人】	あいち自殺対策総合計画
	H26 までに子ども・若者支援地域協議会を利用できる県内の子ども・若者の割合を 70%とする	あいち子ども・若育成者計画 2010
健康危機管理対策	新型インフルエンザ対策行動計画の見直し及び計画に基づく対策の推進	健康福祉ビジョン

必要な医療が受けられる社会へ

項目名	主要な目標	計画
医療従事者の確保	診療制限をしている病院の割合の減少【H21：20.8%】	健康福祉ビジョン
	救命救急センターを原則、2 次医療圏に複数設置【H22：15 か所】	地域保健医療計画
救急医療体制の整備	病院の診療時間外に外来を受診する患者数の減少、かつ休日夜間診療所の患者数の増加	地域医療連携のための有識者会議における指標

安心して出産・子育てができる医療体制の確保・充実	総合周産期母子医療センターを H27までに名古屋・尾張地区、三河地区に各 1か所増【H22：3か所】	周産期医療体制整備計画
	NICU を 180～210 床程度整備【H22：135 床】	周産期医療体制整備計画
がん医療体制の充実	H29までにがんによる年齢調整死亡率（75歳未満・人口10万対）が男性 95.6、女性 52.6まで低下する【H20：男性 111.1、女性 61.5】	がん対策推進計画
在宅医療の推進	保健・医療・福祉の連携による在宅医療のモデルを構築し、普及・啓発	地域保健医療計画

第3節 地域

健康福祉の地域力が充実した社会へ

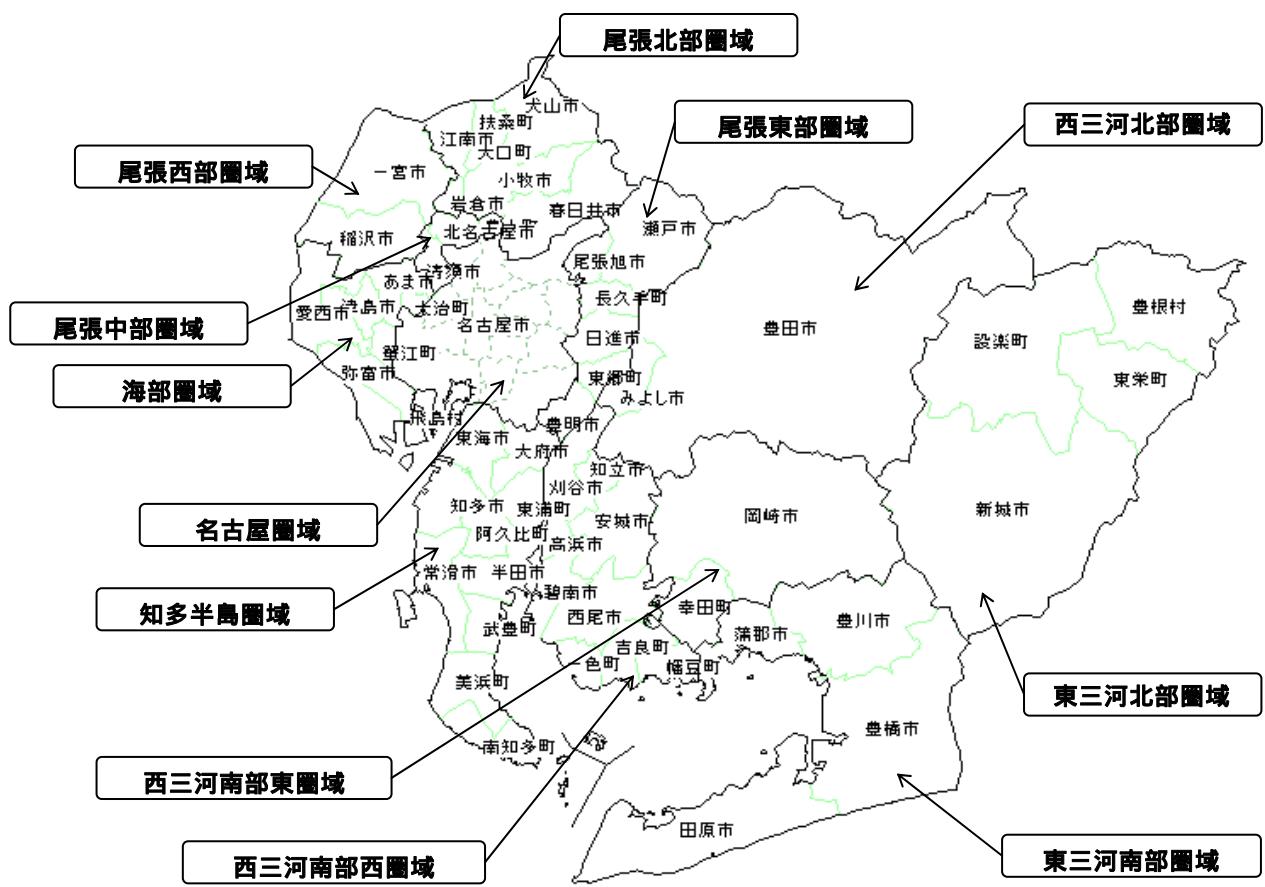
項目名	主要な目標	計画
新しい支え合いの推進	地域におけるネットワークの構築に向けての仕組みづくりの検討	健康福祉ビジョン
	全市町村において市町村地域福祉計画を策定【H22：27 市町村】	健康福祉ビジョン
環境づくりの推進	高齢者居住安定確保計画の策定（H23）及び計画に基づく具体的施策の実施	健康福祉ビジョン
	H27までに共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率を 30%まで上昇【H15：12%】	あいち住まい・まちづくりマスター プラン 2015
ソーシャル・インクルージョンの推進	H24までに多文化ソーシャルワーカーを 100人程度養成【H21：72人】	あいち多文化共生推進プラン

2. 地域における推進体制

保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供の観点から、次のとおりの医療福祉圏域（2次医療圏、老人福祉圏域、障害保健福祉圏域）により、広域的な基盤整備の調整や、圏域内の市町村や関係団体の相互の連携を図っていきます。

圏域	市町村名
名古屋	名古屋市
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張中部	清須市、北名古屋市、豊山町
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

老人福祉圏域と障害保健福祉圏域については、平成23年度中までは、「西三河南部東圏域」と「西三河南部西圏域」を、「西三河南部圏域」として取り扱うものとします。



医療福祉圏域ごとに設置している、市町村や保健・福祉・医療の関係団体などが参加する「圏域保健医療福祉推進会議」の一層積極的な活用により地域の実情に応じたビジョンの推進を図っていきます。

各地域においてビジョンの考え方や方向性を踏まえ、県民、ボランティア、NPO、民間団体、企業、市町村の連携・協働によるビジョンの推進を図ります。

3. 社会情勢の変化への的確な対応

現在、国においては、以下のような様々な制度改正が予定されています。

高齢者の分野では、平成 24 年度（2012 年度）の介護保険制度改革に向けて、施設整備や在宅サービスのあり方、給付と負担のあり方、24 時間巡回型訪問サービス、地域における包括的なケア、孤立が懸念される高齢者への支援などが検討されています。

子ども・子育ての分野では、市町村が制度を実施し、国・都道府県等がこれを重層的に支える仕組みを構築する「子ども・子育て新システム」が検討されており、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について包括的・一元的な制度が、平成 25 年度（2013 年度）から施行される予定です（平成 23 年（2011 年）法案提出予定）。

また障害のある人に係る制度の集中的な改革が検討されており、障害者基本法の抜本的改正（平成 23 年（2011 年）法案提出）、障害者総合福祉法（仮称）の制定（平成 24 年（2012 年）法案提出、平成 25 年（2013 年）8 月までに施行）、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定（平成 25 年（2013 年）法案提出）などが予定されています。

さらに、後期高齢者医療制度改革（平成 23 年（2011 年）法案提出、平成 25 年度（2013 年度）施行）や健康日本 21 の見直し（平成 24 年度（2012 年度）次期計画策定）なども予定されています。

制度改正のほか、社会経済情勢の急激な変化に伴って、様々な問題が健康福祉の分野に生じてくることも考えられます。こうした社会情勢等の変化には柔軟かつ的確に対応することとし、進捗状況における問題点や新たに取り組むべき課題の対応などについて、「健康福祉ビジョン推進本部」で作成する年次レポートにより、ビジョンのさらなる充実や時代変化に応じた見直しを図っていきます。